

第95号議案 令和4年度長崎市一般会計補正予算(第6号)

(予算書ページ)	(予算科目)	(事業名)	(資料ページ)
30 ~ 31	[6 款 1 項 3 目]	新規就農者育成総合対策事業費	… 1~2
30 ~ 31	[6 款 1 項 3 目]	【補助】農業振興施設整備事業費補助金 新規就農者支援施設	… 3~4

水産農林部

令和4年9月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
30~31	6 農林水 産業費	1 農業費	3 農業振興費	1-1	新規就農者育成総合 対策事業費	千円 48

1 概 要

次世代を担う農業者の育成・確保を行うため、国においては、令和4年度から、「新規就農者育成総合対策事業」として、経営開始から最長3年間にわたって資金の交付を行う「経営開始資金」や農業機械・施設等の導入を支援する「経営発展支援事業」などが創設され、本市においても、本事業を活用することで新規就農者の就農意欲の喚起に努めている。

さらに、今回、これらに取り組む新規就農者の経営安定に向けて「推進事業」を活用し、サポートができる指導農業者を配置し、さらなる就農定着を図ろうとするもの。

2 事業内容

(1) 推進事業

- ア 概要 「経営開始資金」や「経営発展支援事業」を推進するための経費
- イ 補助率 定額
- ウ 対象経費 謝金、旅費、事務等経費、委託費
- エ 事業内容 新規就農者をサポートする指導農業者（6名）への謝金
（半年に1回の新規就農者相談会への出席に係る謝金）
- オ 補正額 48千円 = 8千円（4千円×2回）×6名分
 - ・令和4年度「経営開始資金」事業活用予定者 5名
 - ・令和4年度「経営発展支援事業（※）」活用予定者 1名
 ※「新規就農者支援施設」として、令和4年度9月補正予算に計上

3 財源内訳

(単位：千円)

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金※	地方債	その他	一般財源
当初予算	6,125	—	6,125	—	—	—
今回補正分	48	—	48	—	—	—
補正後	6,173	—	6,173	—	—	—

※県支出金：新規就農者育成総合対策事業（国→県）

4 参考

(1) 新規就農者育成総合対策事業の主な概要

項目	概要
名称	新規就農者育成総合対策事業
対象者	18歳以上49歳以下で新たに農業経営を開始する認定新規就農者
概要	
①経営開始資金	経営が安定するまでの一定期間に係る資金の支援 ・経営開始1～3年目：150万円/年（125千円/月） ・最大450万円（国100%） ※令和4年度当初予算に6,125千円計上済
②経営発展支援事業	経営開始時の農業機械・施設等の導入などの支援 ・補助率3/4、補助上限額750万円 （国1/2、県1/4、事業者負担1/4） ※①と②併用の場合は補助上限額375万円 ※令和4年度9月補正予算に「新規就農者支援施設」として、 2,640千円計上中
③推進事業	①と②の事業を推進するための経費 ・補助率 定額（国100%） ・謝金、旅費、事務等経費、委託費

(2) 令和4年度新規就農者一覧

No.	事業名	就農時期	年代	地区	品目	備考
1	経営開始資金	R4年4月	30代	茂木北部	いちご	
2		R4年6月	40代 30代	琴海	アスパラガス	夫婦型
3		R4年6月	30代	琴海	いちご	
4		R4年10月	20代	琴海	いちご	
5		R4年10月	20代	琴海	いちご	
(6)	(経営発展支援事業)	(R4年7月)	(40代)	(琴海)	(いちご)	(9月補正計上)

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
30~31	6 農林水 産業費	1 農業費	3 農業振興費	2-1	【補助】農業振興施設整備 事業費補助金 新規就農者支援施設	千円 2,640

1 概 要

次世代を担う農業者の育成・確保を行うため、国においては、令和4年度から、「新規就農者育成総合対策事業」として、経営開始から最長3年間にわたって資金の交付を行う「経営開始資金」や農業機械・施設等の導入を支援する「経営発展支援事業」などが創設され、本市においても、本事業を活用することで新規就農者の就農意欲の喚起に努めている。

このような中、「経営発展支援事業」を活用することで新規就農者のさらなる負担軽減を図り、経営安定に向けた取り組みを支援するもの。

2 事業内容

(1) 経営発展支援事業

- ア 概 要 経営開始に必要な農業機械・施設等の導入に係る支援
- イ 交付対象者 18歳以上49歳以下で令和4年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者（5年後の農業所得300万円を目指す新規就農者）
但し、親元就農者は、親の経営に従事して5年以内であること
- ウ 補助率 3/4（国1/2、県1/4、事業者負担1/4）
- エ 補助上限額 7,500千円（「経営開始資金」との併用の場合、3,750千円）
- オ 対象経費 機械・施設等の取得・改良、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等
- カ 実施予定者数 1名
- キ 実施地区および品目 琴海地区 いちご
- ク 事業内容 機械・施設等の取得：自動フィルム貼り機（1台）の導入
- ケ 補助額 2,640千円 = 3,520千円（事業費）× 3/4（補助率）



自動フィルム貼り機

(2) スケジュール

- ア 令和4年3月 国要綱制定
- イ 令和4年4月～5月 国所要額調査
- ウ 令和4年7月 国割当内示
- エ 令和4年10月（予定） 補助金交付決定
- オ 令和4年10月～令和5年2月（予定） 事業実施

3 財源内訳

(単位：千円)

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金※	地方債	その他	一般財源
当初予算	—	—	—	—	—	—
今回補正分	2,640	—	2,640	—	—	—
補正後	2,640	—	2,640	—	—	—

※県支出金：新規就農者育成総合対策事業（国→県）

4 参考

(1) 新規就農者育成総合対策事業の主な概要

項目	概要
名称	新規就農者育成総合対策事業
対象者	18歳以上49歳以下で新たに農業経営を開始する認定新規就農者
概要	
①経営開始資金	経営が安定するまでの一定期間に係る資金の支援 ・経営開始1～3年目：150万円/年（125千円/月） ・最大450万円（国100%） ※令和4年度当初予算に6,125千円計上済
②経営発展支援事業	経営開始時の農業機械・施設等の導入などの支援 ・補助率3/4、補助上限額750万円 （国1/2、県1/4、事業者負担1/4） ※①と②併用の場合は補助上限額375万円
③推進事業	①と②の事業を推進するための経費 ・補助率 定額（国100%） ・謝金、旅費、事務等経費、委託費